

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	都市建設部 公園緑地課 管理担当	
許 認 可 等 名	都市公園の占用の許可又は変更許可	
根 拠 法 令	都市公園法	
根 拠 条 項	第6条第1項又は第3項	
連 絡 先	(電話 621-5295)	
審 査 基 準	<p>占用物件が、都市公園法第7条各号に掲げる工作物その他の物件又は施設に該当し、都市公園の占用が、公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであって、都市公園法施行令第15条及び第16条に定める技術的基準に適合することを基準とする。</p> <p>[根拠法令] 都市公園法 第7条 公園管理者は、前条第1項又は第3項の許可の申請に係る工作物その他の物件又は施設が次の各号に掲げるものに該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、前条第1項又は第3項の許可を与えることができる。</p> <p>(1) 電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの (2) 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの (3) 通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの (4) 郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所 (5) 非常災害に際し災害にかかつた者を収容するため設けられる仮設工作物 (6) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物 (7) 前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又</p>	
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定 (令和 3年 4月 1日最終変更)
	標準処理期間	総日数 10日 (年末年始を除き休日を含む)
標 準 処 理 期 間	(設定しないものについてはその理由)	
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定 (令和 年 月 日最終変更)

審査基準	基準	<p style="text-align: center;">は施設</p> <p>[基準法令] 都市公園法施行令 (占有物件)</p> <p>第12条 法第7条第7号の政令で定める工作物その他の物件又は施設は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 標識 (2) 防火用貯水槽で地下に設けられるもの (2)の2 国土交通省令で定める水道施設、下水道施設、河川管理施設及び変電所で地下に設けられるもの (3) 橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの (4) 索道及び鋼索鉄道 (5) 警察署の派出所及びこれに附属する物件 (6) 天体、気象又は土地観測施設 (7) 工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設 (8) 土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場 (9) 都市再開発法(昭和44年法律第38号)による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第2条第6号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設(国土交通省令で定めるものを除く。)又は密集市街地における防災街区の整備に関する法律(平成9年法律第49号)による防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物(当該防災街区整備事業の施行に伴い移転し、又は除却するものに限る。)に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設(国土交通省令で定めるものを除く。) (10) 前各号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める仮設の物件又は施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める仮設の物件又は施設 (占有物件の外観、構造等) <p>第15条 占有物件の外観及び配置は、できる限り都市公園の風致及び美観その他都市公園としての機能を害しないものとしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 地上に設ける占有物件の構造は、倒壊、落下等を防止する措置を講ずる等公園施設の保全又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないものとしなければならない。 3 地下に設ける占有物件の構造は、堅固で耐久力を有するとともに、公園施設の保全、他の占有物件の構造又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないものとしなければならない。 (占有に関する制限) <p>第16条 都市公園の占有については、次に掲げるところによらなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 電線は、やむを得ない場合を除き、地下に設けること。 (2) 水道管、ガス管又は下水道管の本線を埋設する場合には、その頂部と地面との距離は、原則として1.5メートル以下としないこと。ただし、幅員5メートル以上の園路その他通常重量物の圧力を受けるおそれの多い場所の地下に下水道管の本線を埋設する場合には、原則として3メートル以下としないこと。 (3) 法第7条第3号に掲げるもの並びに第12条第2号の2に掲げる水道施設及び下水道施設については、その頂部と地面との距離は、原則として1.5メートル以下としないこと。 (4) 防火用貯水槽で地下に設けられるものについては、その頂部と地面との距離は、原則として1メートル以下としないこと。 (4)の2 第12条第2号の2に掲げる河川管理施設及び変電所については、その頂部と地面との距離は、原則として3メートル以下としないこと。
------	----	--

審査基準

基準

- (5) 第12条第3号に掲げるものを園路の上に設ける場合においては、その園路の上に設けられる部分の最下部と園路の路面との距離は、原則として4.5メートル以下としないこと。
- (6) 警察署の派出所の建築面積は30平方メートル以内、天体、気象又は土地観測施設の建築面積は10平方メートル以内であること。
- (7) 変圧塔を設ける場合においては、当該都市公園は、5ヘクタール以上の敷地面積を有するものであること。
- (8) 第12条第9号に掲げる施設を設ける場合においては、当該都市公園は当該市街地再開発事業又は防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域に近接するもので0.5ヘクタール以上の敷地面積を有するものであり、占用する公園施設は広場とし、建築面積の総計は広場の敷地面積の100分の30を超えないこと。
- (9) 第12条第10号に掲げる仮設の施設（建築物に限る。）を設ける場合においては、占用することができる都市公園は0.5ヘクタール以上の敷地面積を有するものとし、占用の場所は都市公園の広場内とし、建築面積の総計はその広場の敷地面積の100分の30を超えないこと。
- (10) 第12条第2号の2に掲げるものについては、当該都市公園は、国土交通省令で定める基準に該当するものであること。